

ユアサ健康保険組合  
被保険者の皆さまへ

ユアサ健康保険組合

## 2020年度体育奨励事業補助金申請について

平素は、ユアサ健康保険組合の事業運営にご理解とご協力を賜わり、誠にありがとうございます。

さて、2月28日にご案内の通り、本年度から体育奨励事業の補助制度は以下の内容に全面改定されました。

また、本改定に伴い、従来実施しておりました「職場単位での各種スポーツ・イベント等行事への補助」は廃止となっておりますので、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

### 1. 補助対象

スポーツ施設利用料、運動競技参加費、スポーツを行なうために必要な用具の購入費用

分類	具体例
スポーツ施設 利用料 (屋内・屋外)	体育館、プール、トレーニングジム グラウンド、コート(テニス・フットサル等) ゴルフ場(練習場含む) スキー場・スケート場(用具レンタル代・リフト代含む) ボルダリング
運動競技参加費 (エントリー費用)	マラソン大会、ウォーキング大会、ボーリング大会
スポーツ用具購入	シューズ(ウォーキング・ランニング・ゴルフ・トレッキング・スパイク・ダンス等) ウェア(スポーツに必要なものに限る) バット、グローブ、ラケット、ボール、ゴルフクラブ ゴーグル、スキー板、スノーボード ヨガマット、バランスボール 活動量計、歩数計

#### ※補助対象外

スポーツ観戦、遊戯施設(ゲームセンター)利用料、モータースポーツ関連、eスポーツ関連、スポーツクラブ等の入会金、施設・実施場所までの交通費、飲食代

### 2. 補助限度額

被保険者1人年1回3,000円を上限とする実費

### 3. 申請方法

「体育奨励事業補助金申請書」に領収証(原本)を添付のうえ、事業所(会社)の健保担当者に提出してください。(任意継続被保険者の方は、直接健保組合に申請書をお送りください。)

※カフェテリアプラン導入事業所は専用WEBサイトからの申請となります。詳細は会社の人事部にご確認ください。

### 4. 補助金支給方法

申請書類に基づき審査の上、健保から事業所(会社)経由で支給いたします。

(任意継続被保険者の方へは、直接健保組合よりお振込いたします)

以上